

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 3 月27日
【会社名】	株式会社マネジメントソリューションズ
【英訳名】	Management Solutions Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 高橋 信也
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-5413-8808（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 玉井 邦昌
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-5413-8808（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 玉井 邦昌
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

2026年3月27日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査役設置会社から監査等委員会設置会社への移行等の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役として高橋信也、玉井邦昌、赤羽具永、田矢徹司の4氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として渡邊徹、木村稔、稲垣隆一の3氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として田矢徹司を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額5億円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額5,000万円以内、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額について、1億3千万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）、普通株式の総数を年5.5万株以内、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	85,837	21,965	0	（注）1	可決 79.38
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 高橋 信也	84,395	23,407	0	（注）2	可決 78.05
玉井 邦昌	98,092	9,710	0		可決 90.72
赤羽 具永	93,207	14,595	0		可決 86.20
田矢 徹司	97,802	10,000	0		可決 90.45
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 渡邊 徹	105,388	2,414	0	（注）2	可決 97.46
木村 稔	99,042	8,760	0		可決 91.59
稲垣 隆一	105,365	2,437	0		可決 97.44
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 田矢 徹司	101,920	5,882	0	（注）2	可決 94.26
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	104,154	3,648	0	（注）2	可決 96.32
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	105,019	2,783	0	（注）2	可決 97.12
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	103,246	4,556	0	（注）2	可決 95.48

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上